

平成30年10月 1 日

岡崎市条例第37号

岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

岡崎市長 内田康宏

岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「である者」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。第9条第1号において「施行規則」という。))第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。第54条において同じ。))に係る指定の申請を行う場合に限る。)」を加える。

第9条第1号中「定める者」の次に「(施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。第15条第1項において同じ。)」を加える。

第54条中「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。」を削る。

(岡崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部改正)

第2条 岡崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例(平成27年岡崎市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人

(岡崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 岡崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の

一部を改正する条例(平成29年岡崎市条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第2項から第5項までを削り、附則第6項を附則第2項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。